

# 平成28年度 第6回吉川区地域協議会次第

日時：平成28年11月17日（木）  
午後6時30分から  
場所：吉川コミュニティプラザ 大会議室

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 報告事項

(1) 会長報告

(2) 委員報告

(3) 事務局報告

## 4 協議事項

(1) 市長への答申に対する回答について

- ・旭保育園及び吉川中央保育園の廃止について、に対する回答  
(諮問第76号)(保育課)

(2) 自主的審議事項について

① 頸北斎場について

(3) 頸北地区地域協議会委員合同研修会 内容変更について

(4) 平成29年度吉川区地域活動支援事業の採択方針案等について

## 5 総合事務所からの諸連絡について

## 6 その他

## 7 閉 会

## 簡易水道事業及び小規模水道事業の上水道事業への統合による条例改正等について

### 1 改正等理由

平成29年3月31日をもって簡易水道事業及び小規模水道事業を廃止し、上水道事業に統合するもの。

### 2 小規模水道事業（川谷・石谷地区）の廃止に至る経緯

- ・川谷、石谷集落は、吉川区の上水道の給水区域外にあり、国の農村地域定住化促進対策事業により、昭和59年度～昭和61年度にかけて小規模水道施設を整備した。
- ・国の方針に基づき、平成29年度までに簡易水道事業を上水道事業に統合することとしたため、平成19年3月に住民の意見を集約し、簡易水道事業統合計画書を国（厚生労働大臣）に提出した。
- ・平成27年度からの2か年で国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、将来にわたり安全な水道水を安定して供給するべく、両地区において施設整備を実施してきた。

### 3 改修工事

- ・上水道事業に必要な改修工事を平成28年度中に完了する。
- ・平成27年度、28年度において、生活基盤施設耐震化等交付金（厚生労働省所管交付金）を活用し改修工事等を実施。（補助率：補助対象事業費の40%）

#### ■改修工事スケジュール

- ・平成27年度（実績：33,362千円）実施設計、導水管移設工事、導水管布設替工事など
- ・平成28年度（見込み：40,807千円）導水管布設替工事など

### 4 小規模水道給水区域における人口等及び統合に伴う変更内容

#### (1) 川谷・石谷小規模水道給水区域における人口等

給水区域	計画給水人口	現在給水人口 (H28.4.1)
川谷	66人	21人
石谷	55人	20人

#### (2) 統合に伴う変更内容

比較項目		小規模水道	上水道
施設の維持管理		施設管理組合に委託	上越市ガス水道局
料金関係	料金	上越市小規模水道事業給水条例に基づく額 月額1,300円（固定）	上越市水道事業給水条例に基づく料金に統一 （固定料金＋従量料金）
	徴収	3ヶ月単位	2ヶ月単位
修繕関係	宅地内	個人負担	個人負担
	その他	市負担	上越市ガス水道局負担

## 地域協議会への諮問に関する考え方

### 1 地域協議会の権限

[上越市地域自治区の設置に関する条例(抜粋)]

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
- (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
- (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

### 2 諮問の趣旨、範囲

「諮問」とは、市長が政策判断の参考とするため、特定の案件について諮問機関に対して意見を求めるものです。市長は、自らの政策判断に必要とする意見を求めるため、諮問機関に対して諮問の趣旨や範囲を示して諮問します。

地域協議会への諮問は、地域協議会の役割を踏まえ、地域自治区内の「住民の生活に及ぼす影響」という観点から、地域協議会の意見を求めますが、その内容は上越市地域自治区の設置に関する条例第7条の第2項に基づき、「地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止、管理の在り方に関する事項」について諮問することになります。

そのため、諮問は施設が設置されている区に行います。

### 3 自主的審議

地域協議会には、他の諮問機関にはない自主的審議権(自治区条例第7条第1項参照)があるため、諮問の範囲を超えて自主審議をすることが可能です。

諮問がなされなくても、自らの地域自治区にとって重要と考えるものについては、地域自治区に住む住民としての観点から地域にどのような影響があるかを自主的に審議し、市長に意見書を提出することができます。

### 4 地域協議会からの意見の取扱い

市は地域協議会の意見を尊重しますが、意見の内容や市の財政状況などから市政に反映できない場合もあります。地域協議会の意見と異なる取り扱いをする場合にはその理由を地域協議会に説明します。

なお、諮問に対する答申であっても、自主的審議ののちに提出された意見書であっても、同じ地域協議会からの意見であり、その取り扱いに差はありません。

## 新上越斎場建設事業に係る地域協議会への説明資料

資料1	斎場建設の課題と事業の実施に向けた今後の進め方について	P1
資料2	頸北斎場建設の概要	P2
資料3	合併特例債の活用について	P3
資料4	上越斎場、頸北斎場及び経塚斎場の概要	P4～P5

## 斎場建設の課題と事業の実施に向けた今後の進め方について

### 1 斎場建設の課題について

- (1) 新市建設計画の計画期限である平成 34 年度の時点で、上越斎場は築 37 年、頸北斎場は築 30 年が経過するものであり、両斎場ともに建物本体の老朽化に伴う建替えが必要な時期を迎えてくる。
- (2) 斎場は、高額な建設費と維持管理費が必要な施設であり、また、施設周辺の市民からは敬遠されがちな施設。
  - ・ これまでの施設設置の経緯を踏まえた両斎場への思い
  - ・ 十分な環境対策や親族や会葬者に配慮した施設建設
  - ・ 小規模分散型の施設配置の課題
  - ・ 市の負担が大幅に縮減できる合併特例債の活用

### 2 事業の実施に向けた今後の進め方について

- (1) 頸北斎場の設置の経緯を踏まえ、これまでどおり 3 区（柿崎区、大潟区、吉川区）の地域協議会と定例的に協議させていただきたい。
- (2) 地域協議会からのご意見を踏まえ、本年度に策定することとしていた新斎場の建設に係る基本構想については、地域協議会との検討・協議の期間を設けることとし、その間、地域協議会との意見交換を継続して行いたい。
- (3) 各地域の町内会長及び地域住民への説明については、地域協議会との意見交換を経て、一定の目途がついた時点で行うこととしたい。

## 頸北斎場建設の概要

### ○ 建設の経緯

- ・旧柿崎町の火葬場は昭和 38 年、旧大潟町の火葬場は昭和 39 年に建設され、旧吉川町はこの両町に委託し、火葬業務の対応をしていた。
- ・その後、両施設の老朽化が進み、大規模な修繕や新設が必要となったが、それぞれの町では財政的に対応が難しい状況であり、昭和 60 年頃から広域的な火葬業務の対応ができないか検討を進めてきた。

平成 3 年 4 月 「頸北斎場施設組合」発足  
 (一部事務組合：構成…旧柿崎町、旧大潟町、旧吉川町)  
 以降、各種手続き・契約締結を進める

平成 3 年 6 月 建設に着手

平成 4 年 8 月 竣工・供用開始

### ○ 施設の概要

施設の名称 頸北斎場

所在地 新潟県上越市柿崎区柿崎 1 0 4 9 6 番地 1

構造 RC 造平屋建 (一部 2 階建)

建物面積 731.76 m<sup>2</sup> (建設当時は 727.96 m<sup>2</sup>であったが、平成 16 年度に身障者トイレの増築を実施)

主な施設機能 告別ホール、収骨室 2 室、霊安室 1 室、待合ホール、待合室 (和室) 2 室、事務室

火葬炉 3 基 (1 炉 1 系列)、汚物炉 (動物炉) 1 基

### ○ 工事費等の概要

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳	
		一般財源	起 債 ※
調 査 ・ 設 計	19,158	134,100	310,000
管 理 道 路 工 事	29,500		
建 物 工 事	283,250		
炉 設 置 工 事	92,494		
用 地 費	17,656		
事 務 費 等	2,042		
そ の 他 工 事 費	9,067	9,067	-
備 品 購 入 費	2,369	2,369	-
合 計	455,536	145,536	310,000

※地方債は厚生年金、国民年金積立金還元融資

## 合併特例債の活用について

### 合併特例債について

#### (1) 根拠法令と活用要件

市町村の合併の特例に関する法律（合併旧法）第 11 条の 2 の規定により、新市建設計画に登載されており、下記の①から③のいずれか 1 つ以上の要件に該当する事業について、合併特例債を活用することができる。

① 合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共施設の整備事業

- ・ 旧市町村間の道路、橋梁等の整備など、旧市町村の交流や連携が円滑に進むような施設の整備

（当市例） （仮称）厚生産業会館建設事業、新水族博物館整備事業

② 合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共施設の整備事業

- ・ 合併後の市町村間の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備

（当市例） 有田地区新設小学校建設事業（過大規模小学校の教育環境の整備）

- ・ ある地域には文化施設があるため、他の地域に体育施設を整備するなどして、合併後の市町村全体としてのバランスのとれた発展を図るための施設整備など、同一内容の施設の重複を避けて行う施設の整備

③ 合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共施設の統合整備事業

- ・ 統合庁舎、統合小学校など、類似の目的を有する公共的施設を統合する事業

（当市例） 吉川区新保育園整備事業（吉川保育園・吉川中央保育園・旭保育園の統合）  
直江津地区新保育園整備事業（中央保育園・古城保育園の統合）

#### (2) 新上越斎場建設事業の新市建設計画への登載

- ・ 平成 25 年 3 月の計画変更時に平成 29 年度を計画期間とする新市建設計画に登載し、平成 27 年 12 月の計画変更により、新市建設計画の計画期間は平成 34 年度まで延長されている。

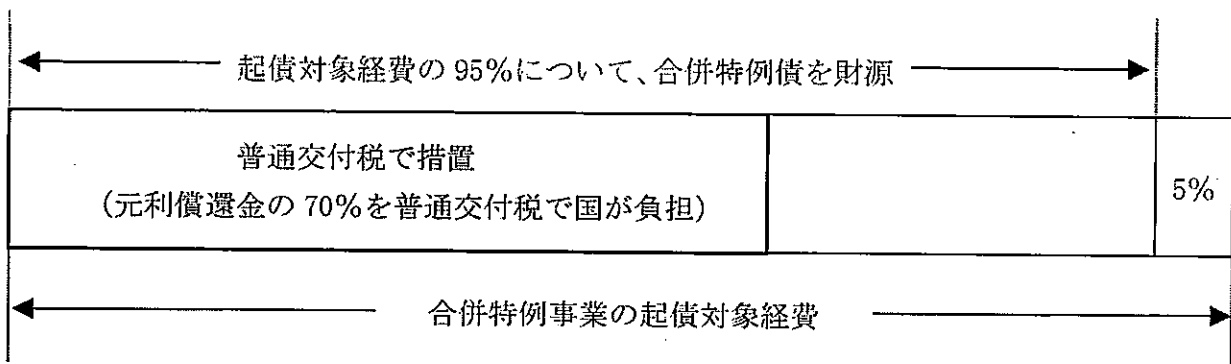
#### (3) 発行期限

- ・ 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律により、合併特例債の活用年度は合併後 15 年度（ただし東日本大震災に係る特定被災区域の市町村は 20 年度）と定められており、当市の場合は平成 36 年度末が発行期限となっている。

#### (4) 合併特例債への財政支援措置

対象事業費の 95%まで合併特例債を活用ことができ、元利償還金の 70%が普通交付税によって措置される。

また、残りの 5%も県の地域づくり資金（交付税措置なし。無利子）の活用が可能。



## 上越斎場、頸北斎場及び経塚斎場の概要

## ◆ 各斎場施設及び施設運営の概要

施設名	上越斎場	頸北斎場	経塚斎場	
所在地	上越市大字居多 776 番地	上越市柿崎区 柿崎 10496 番地 1	妙高市小出雲 2805 番地	
設置主体	上越市	上越市	新井頸南広域行政組合	
運営形態	直営（業務委託）	直営（業務委託）	直営（業務委託）	
建設年度 （ ）は H27 年度末時点	昭和 60 年度 （築 30 年）	平成 4 年度 （築 23 年）	昭和 58 年度 （築 32 年）	
構造	R C 造平屋建 （一部 2 階建）	R C 造平屋建 （一部 2 階建）	R C 造平屋建 （一部 2 階建）	
敷地面積	5, 329. 90 m <sup>2</sup>	5, 105. 04 m <sup>2</sup>	6, 701. 6 m <sup>2</sup>	
延床面積	1, 367. 21 m <sup>2</sup>	731. 76 m <sup>2</sup>	937. 7 m <sup>2</sup>	
建物概要	告別ホール、見送りホール、 炉前ホール、収骨室 2 室、 待合室（和室）5 室（うち忌 中 7 日室 1 室）、待合ロビ ー、霊安室 1 室	告別ホール、収骨室 2 室、 待合室（和室）2 室、待合ホ ール、霊安室 1 室	告別ホール、炉前ホール、 待合室（和室）4 室、待合 ロビー、待合室（葬儀式 場）、控室（和室）1 室	
駐車台数	16 台（身障者用 1 台）	20 台	30 台	
火葬炉	火葬炉 4 基（2 炉 1 系列）、 汚物炉 1 基 燃料：都市ガス	火葬炉 3 基（1 炉 1 系列）、 汚物炉（動物炉）1 基 燃料：灯油	火葬炉 4 基（1 炉 1 系列） 燃料：都市ガス	
火葬件数 （平成 26 年度） ※死体、死胎等のみ	1, 923 件	328 件 ※ 動物火葬数 403 件	689 件 うち上越市利用分 181 件 （うち中郷、板倉区 156 件）	
予約可能最大件数	11 件/日 （3 炉 3 回転、1 炉 2 回転）	4 件/日 （1 炉 2 回転、2 炉 1 回転）	8 件/日 （4 炉 2 回転）	
以下、前回からの追加情報				
年間受入可能件数 A	3, 960 件	1, 440 件	2, 880 件	
平成 27 年度	火葬件数 B ※死体、死胎等のみ	1, 990 件	377 件 ※ 動物火葬数 422 件	672 件 うち上越市利用分 200 件 （うち中郷、板倉区 171 件）
	稼働率 B/A%	50. 3%	26. 2%	23. 3%
	斎場管理運営費 C	58, 839 千円	31, 288 千円	— 千円
	うち修繕費	10, 737 千円	6, 904 千円	— 千円
	その他の運営費	48, 102 千円	24, 384 千円	— 千円
	斎場使用料収入 D	20, 531 千円	5, 798 千円	— 千円
	市負担額 E=C-D	38, 308 千円	25, 490 千円	7, 989 千円 （新井頸南広域行政組合負担金）
	1 件当たり市負担額 E/B	19, 250 円	67, 613 円	46, 719 円 （中郷、板倉区件数で算出）



◆ 1日当たりの火葬件数別の年間日数（平成26年度データの分析）

- ・ 上越斎場は、1日当たりの予約可能な火葬件数11件に達した日が、年間で6日あった。
- ・ 頸北斎場は、1日当たりの予約可能な火葬件数4件に達した日なかった。
- ・ 両斎場を合わせた斎場としては、1日当たりの予約可能な火葬件数15件に達した日なかった。

件数	上越斎場 (最大11件)	頸北斎場 (最大4件)	両斎場 (最大15件)
0件	5日	135日	5日
1件	10日	145日	6日
2件	34日	72日	20日
3件	37日	13日	26日
4件	51日	0日	39日
5件	62日		51日
6件	51日		53日
7件	53日		64日
8件	31日		31日
9件	21日		29日
10件	4日		23日
11件	6日		9日
12件			6日
13件			2日
14件			1日
15件			0日
計	365日	365日	365日
火葬件数	1,923件	328件	2,251件
平均火葬数	5.3件	0.9件	6.2件

◆ 死亡日から火葬日までの日数ごとの年間件数（平成26年度データの分析）

- ・ 死亡日から2日後、3日後の火葬が、1,924件で全体の85.5%を占めている。
- ・ 一方で4日後以降の火葬が、244件10.9%となっており、火葬日程も様々な状況がうかがえる。

日数	上越斎場	頸北斎場	計	
1日（翌日）	75件	8件	83件	3.7%
2日	837件	130件	967件	43.0%
3日	805件	152件	957件	42.5%
4日	148件	31件	179件	8.0%
5日	24件	5件	29件	1.3%
6日以降	34件	2件	36件	1.6%
計	1,923件	328件	2,251件	100.0%

※ 胎児汚物を除く

上保第35349号  
平成28年10月7日

吉川区地域協議会

会長 片桐雄二様

上越市長 村山秀幸  
(健康福祉部 保育課)



旭保育園及び吉川中央保育園の廃止について（通知）

平成28年9月15日付けで答申のあった、諮問第76号：旭保育園及び吉川中央保育園の廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり、旭保育園及び吉川中央保育園を廃止することとし、平成28年上越市議会12月定例会に所要の条例改正案を提出します。

地域協議会の自主的審議事項に関する通知票  
(素案)

提出日：平成28年11月17日

地域協議会名	吉川区地域協議会	
審議事項	件名	頸北斎場について
	概要	・平成28年10月20日、吉川区地域協議会に対し、新上越斎場の建設計画の概要が示され、将来的な頸北斎場の廃止が検討されている旨、報告があった。これらの計画について自主的審議を行い、地域の意見なども参考に、今後の斎場（火葬場）の在り方について検討を行うもの。
担当課 ※不明の場合は記載不要	健康づくり推進課	
審議開始日	平成28年11月17日	
備考		

平成28年度頸北地区地域協議会委員合同研修会 開催要項 (変更案)

【目的】

柿崎区、大潟区、頸城区、吉川区の地域協議会委員が一堂に会し、共通のテーマによる研修(有識者などによる講義など)を行うとともに、日ごろの活動状況などについて情報交換することを目的に開催する。

【日時】平成28年11月25日(金) 午後3時30分から

【会場】スカイトピア遊ランド 2階体育館

住所：上越市吉川区坪野1458-2 電話：025-547-2221

【研修内容】

① 研修(その1)

テーマ：上越市の財政状況について  
15:35～16:20(質疑含む)

講師：上越市財政課長

概要：上越市の最新の財政状況について、今後の見通しを含め、詳しく解説いただきます。また、合併特例債の概論についても説明いただきます。

② 研修(その2)

テーマ：頸北斎場について  
16:25～17:10(質疑含む)

概要：先般、新上越斎場建設事業の概要と、将来的な頸北斎場の廃止が検討されている旨、報告がありました。頸北斎場の廃止は、頸北地区の葬祭文化など、各方面に多くの影響が及ぶ可能性があります。頸北斎場に係る諸課題について、4区の情報共有を図るとともに、これからの斎場(火葬場)のあり方について考えます。

(4区地域協議会会長による、シンポジウム形式の研修を検討中)

③ その他 17:10～

・山岸副会長から、(仮称)頸北地区地域協議会正副会長連絡会の設置等について提案(年1回、合同研修会に合わせて開催)

④ 懇親会 17:30～

会場：スカイトピア遊ランド 1階大広間 会費：5,000円  
住所：上越市吉川区坪野1458-2 電話：025-547-2221

※当初予定していた、川谷もより協議会による講演は、資料配布のみに代えさせていただきます。

(裏面に続く)

【出席者(見込み)】

- ・ 柿崎区地域協議会 (長井洋一会長) 16 人
- ・ 大潟区地域協議会 (佐藤忠治会長) 16 人
- ・ 頸城区地域協議会 (井部辰男会長) 16 人
- ・ 吉川区地域協議会 (片桐雄二会長) 14 人 委員合計 62 人
- ・ 各区事務局 (各区所長、事務局 2 名程度)

【日 程】

時間	内容	補足
研 修 会 司会：吉川区地域協議会 加藤副会長		
15:30	開会	開会宣言
15:35	開会挨拶	吉川区地域協議会 片桐会長
15:35~16:15	研修(その1)	上越市の財政状況について
16:15~16:20	質疑応答	
16:20~16:25	休憩	
16:25~17:05	研修(その2)	頸北斎場について
17:05~17:10	質疑応答	
17:10~17:20	その他 質疑応答	(仮称)頸北地区地域協議会正副会長連絡会の 設置等について 山岸副会長
17:20	閉会挨拶	柿崎区地域協議会会長(次回開催区)
17:25	閉会	閉会宣言
懇 親 会 司会：吉川区地域協議会 山岸副会長		
17:30	開会	開会宣言
17:30	開会挨拶・乾杯	大潟区地域協議会会長
17:30~19:30	懇親	
19:30~	閉会挨拶・万歳	頸城区地域協議会会長
19:35	閉会	閉会宣言

【送 迎】

○往路(市マイクロバスで各区総合事務所からバスで送迎します。)

ルート1(柿崎区・吉川区)		ルート2(大潟区・頸城区)	
14:20	柿崎区総合事務所 発	14:15	大潟区総合事務所 発
↓		↓	
14:40	吉川区総合事務所 発	14:35	頸城区総合事務所 発
↓		↓	
15:05	スカイトピア遊ランド 着	15:15	スカイトピア遊ランド 着

○復路(懇親会場マイクロバスで)

懇親会終了後、各総合事務所までお送りします。

【その他】

- ・ 会場ー各事務所間の送迎バスを運行  
(往路：市マイクロバス 復路：懇親会会場バス)
- ・ 委員費用弁償は、各区予算で対応

## 頸北地区正副地域協議会連絡会（仮称）

### 経緯

合併特例法に基づき各地域自治区に協議会が設置され、市長の選任を受け市長の諮問機関として設けられた。

当初は、合併の不満等のガス抜きの役割だったかもしれないが、10年間を目途とした地域事業費の確実なる執行の見届けと、時間の推移と共に変化する地域の要望や意見で計画事業の見直しも責務の部分であった。

地域自治法に移行して半永久的な位置づけとなった協議会は、市議会や町内会長の立ち居地と違ったところから、地域住民の意見や要望を市長、行政に届ける役割を担っている。

2期目のとき、吉川区では杜氏の郷の借入金の返済問題があり協議会が調査審議を繰り返した後、地域事業費を1億4千万円執行した。

しかし、地域事業費を10年担保する約束を6年目で撤廃したことで、計画事業の見直し後の新規事業の提案は審議さえさせてもらえず、協議会委員の存在自体を無にする状況が生まれた。

他地区の協議会でも事業費撤廃に反対者はいたようだが各協議会に行政が説明に入り結論を求められたため、協議会同士の横の連絡を取り合う時間も作れないまま結論に至った。この時耳にしたことは、いつまでもごねているとしっぺがえしをくう（職員の移動配置に悪影響）と言う事。またそれとは逆に、公的施設の使用料見直しや通学援助費の見直しが行政側から提案されたが、頸北地区、大浦安地区、正副協議会長に声がけして、何度か会合を開きよい結果につながった。

### 今後

市財政の逼迫は皆の知るところではあるが、仮称産業厚生会館を初めとするいくつかの箱物プロジェクトを推し進める一方、節減節約の建て前から公的施設の使用料減免見直しなど市民に負担を強いるようとしている。（過去にあった通学援助費見直しもまた復活議案となるかもしれない？）

したがって我々は個別で事案検討結論を出す前に、他地区の協議会と連絡を取り合う必要があるのではないか。

市財政に大きく影響を及ぼす懸案は、その地域だけの課題ではなく全域で共通課題として捉えて協議するべきと思う。

市議会議員以上に地域の生の声を拾いやすい立場として、今後益々活躍が期待されるところである。

## 提 案

本日のような全委員が参集して協議することほなかなか難しく、その前の手段として正副協議会長の連絡会を設けたい。

現在市が召集する会長会議はあるが、元々13区には正副会長会議があり、それなりに他地区を認識しながら活動していたもので、当然28区全てのそれがあってもおかしくないと思う。

会長1人の考えがその地域全てのものではないのは当たり前で、さまざまな意見の交換の場として活かすべきである。

たとえば、協議会の諮問事項であった、公道の整備維持や公共施設の継続、廃止についてなどは、これから外されて協議のテーブルにはあがってこなくなった。これらは地域を元気に資する事業の提案と共に、今までに公金を使って造られた施設や道路の整備、廃止処分は、地域と密着した協議会こそふさわしい話し合いの場である。したがって、知恵を出し合い情報を交換、共有し合いそれぞれの地域にあった対応へと繋いでいきたい。

## 頸北地区正副地域協議会連絡会（仮称）

地域協議会活動は、当初合併の不满などのガス抜きの役割だったかもしれないが、10年間を目途とする地域事業費の確実なる執行の見届けと、時間の推移とともに変化する地域の要望や意見で計画事業の見直しも責務の部分だったはずです。

現在、地域自治法によるところの半永久的位置づけとなった協議会は、市長の諮問機関としてだけでなく、市議会や町内会長の立ち位置と違ったところから、地域住民の意見や要望を市長、行政に届ける役割を担っています。

合併後、公的施設の使用料見直し、地域事業費削減、通学援助費の見直し、そして地域事業費撤廃と市側からの提示を受けて、公的施設使用料については減免措置をお願いし、通学援助費については当時の大浦安地区や頸北地区正副会長との協議を進めていき、意見書を提出したところ良い結果に繋がった経緯があります。

現在市が招集する会長会議はありますが、元々多様な意見の交換の場として合併当初から正副会長会議があり、お互いに認識しあって交流していました。

今回の頸北斎場廃止問題のように、多くの地域に影響を及ぼし住民の要望とかけ離れた様な施策は今後も起きる可能性があり、それらに対する速やかで有効な対応が取れるよう共に話し合う場を作りたいと考えますが、本日のように全協議会員が参集して協議することはなかなか難しく、それに代わる手段として正副会長の連絡会を復活させたいと思います。

どうかご理解と賛同を頂きたくお願い申し上げます。



## 頸北地区地域協議会正副会長連絡会（仮称）

### 経 緯

地域協議会発足当初は、10年間を目途とした地域事業費の確実なる執行の見届けと、時間の推移と共に変化する地域の要望や意見で計画事業の見直しも責務の部分であった。

しかし、地域事業費を10年担保する約束を6年目で撤廃した。

他地区の協議会でも事業費撤廃に反対者はいたようだが、協議会同士の横の連絡を取り合う時間も作れないまま結論に至った。しかし、その後には公的施設の使用料見直しや通学援助費の見直しが行政側から提案されたが、頸北地区、大浦安地区の正副協議会長に声がけして、何度か会合を開き、よい結果につながった。

### 提案主旨

頸北4地区における、地域協議会正副会長会議の設置

### 提案理由

頸北地域における、共通課題等について、情報の共有及び課題解決に向けた意見交換の場として、地域協議会正副会長会議の設置を提案したい。

## 平成28年度吉川区地域活動支援事業採択方針

### 1 目的

吉川区における豊かな地域資源を活かし、いつまでも住み続けたいと思う地域づくりを推進するため、住民自ら自主的・主体的に取り組む事業について、上越市地域活動支援事業の補助採択にあたり吉川区の取扱いを定めるものとする。

### 2 採択する事業の分野

上記の目的達成に向け、上越市地域活動支援事業の採択審査を行う際、下記の項目に該当する提案事業について採択するものとする。

- ◆地域づくり活動に際し、各種団体と住民の協働や住民主体により行われる取り組みで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
- ◆生活・生産基盤に必要な環境整備に資する事業
- ◆地域文化を守り育て、賑わいを創出する事業
- ◆子育て支援、青少年育成、福祉の充実など支えあいの心を育む事業
- ◆地域づくりを担う人材育成に資する事業

### 3 補助率

- ① 審査により採択となった事業の補助率は、原則補助対象経費の100%とする。  
ただし、採択事業の補助総額が吉川区の配分額を上回る場合や、事業ごとのバランス等の理由により、審査の結果、補助率を調整する場合がある。
- ② 国県市等の補助事業に並行して申請しないことを条件に採択した事業については、上記の補助率にかかわらず、国県市等の補助率等と同程度の補助を行う。

### 4 補助金額

- ① 補助額の上限は原則100万円とする。ただし、効果が吉川区全域に及び、地域の活性化に大いに資する事業等、吉川区地域協議会が認めた場合は、上限を引き上げることができる。
- ② 補助の総額が予算を上回る場合、補助額の減額や事業に対する条件を付す場合がある。
- ③ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- ④ 補助金の概算払い請求は、補助対象期間の範囲で行うことができる。

### 5 審査基準

- ① 共通審査基準の公益性、必要性、実現性、参加性、発展性の5項目にそれぞれ5点を配点し、委員全員の平均点が25点満点中13点に満たない場合は不採択とする。

### 6 プレゼンテーション（計画・企画案・見積もりなどを、会議で説明すること）

- ① 提案者は、プレゼンテーションを行うものとする。

## 吉川区における地域活動支援事業の審査に関する内規

### 1 目的

吉川区の地域活動支援事業の採択審査にあたり、詳細な事項について定めるものとする。

### 2 定める項目

#### (1) 補助対象経費

##### ① 市等の事業と重複した場合の対応

国県市等の補助事業に並行して申請しないことを条件に、採択することができる。

##### ② 備品の取扱い

原則備品は補助対象外とする。ただし、提案のあった事業の遂行に必要不可欠であり、特に公益性が高いと認められる場合、プレゼンテーションや地域協議会での協議を経た上で対象とすることができる。

##### ③ 飲食費の取り扱い

事業における講師や招待者に対する弁当代などについては補助対象と認めるが、ボランティアを含むスタッフなどの弁当代については対象外とする。

#### (2) 審査方法など

##### ① 補助額の調整

採択方針により採択事業をすべて100%補助としたときの補助額の合計が、吉川区の配分額を超える場合や、提案内容が100%補助し難い場合は、共通審査基準の委員全員の平均点に応じて、補助率を90~70%の範囲で調整できるものとする。

平均点と補助率の目安は以下のとおりとする。

平均点区分	補助率
20点以上	10/10
17点以上~20点未満	9/10
15点以上~17点未満	8/10
13点以上~15点未満	7/10
13点未満	不採択

上記の調整でも採択した補助額の合計が吉川区の配分額を上回る場合は、採択した全事業について、補助額と配分額の按分により最終調整を図ることとする。

##### ② 審査の決定方法

各提案に対する審査は、勉強会を経て公開の地域協議会で決定する。

##### ③ 提案当事者の審査への参加

提案者及び提案団体の代表者は採点に加わることはできない。ただし、協議に参加することを除外するものではない。なお、提案者及び提案団体の代表者の定義については、個々の事例について地域協議会の中で協議し決定する。

※この内規を変更する場合は、地域協議会委員の協議による合意により行う。

## 吉川区地域協議会 慶弔見舞金規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、吉川区地域協議会委員(以下「委員」という。)の慶弔見舞金について定めたものである。

### （慶弔見舞金の種類）

第2条 慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

#### ①死亡弔慰金

### （適用範囲）

第3条 この規程の適用範囲は委員とする。

### （支給時期）

第4条 慶弔見舞金は、支給事由発生後すみやかに支給する。

### （本人弔慰金）

第5条 委員が死亡したときは、次の区分により、遺族に対して死亡弔慰金を支給する。

区分	金額
香典	10,000円
弔電（経費）	5,000円程度

2 葬儀の際には、吉川区地域協議会名で弔電を打つものとする。

### （家族弔慰金）

第6条 委員の配偶者や扶養する子、父母などが死亡したときは、次の区分により家族弔慰金を支給する。

区分	金額
香典	10,000円
弔電（経費）	5,000円程度

2 葬儀の際には、吉川区地域協議会名で弔電を打つものとする。

3 同一の支給事由について2人以上の有資格者委員がいるときは、年長者または喪主に対して支給する。

### （弔慰金の分担）

第7条 弔慰金については、有資格委員以外の全委員で均等に分担するものとする。

2 均等に分担できない端数が出た場合、会長、副会長が負担するものとする。

(雑則)

第8条 本規程に定めのない事項、又は各条項について疑義が生じたときは、本規程の基本的趣旨を斟酌し、吉川区地域協議会において協議決定する。

付則

この規程は、平成28年11月17日から施行する。

吉川区

回覧

# 地域協議会だより

(号外)平成28年12月15日発行  
発行 吉川区地域協議会  
編集 たより編集委員会  
事務局 吉川区総合事務所  
総務・地域振興グループ  
TEL 025-548-2311

—地域との意見交換会—

## 年明け、1月19日(木)、旭地区を会場に、 吉川区「出張」地域協議会を開催します。

旭地区の皆様、

歳末の候 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃、吉川区地域協議会の活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

吉川区地域協議会では、地域が抱える課題等について、委員が地域に出向いて住民の皆様から直接お話しをうかがい、意見交換を行う、吉川区「出張」地域協議会を、10月から吉川区内7地区を会場に順次開催いたしております。

年明け、1月19日(木)には、旭地区を会場に開催いたします。

吉川区地域協議会として、地域と課題等を共有し、課題解決に向け、市への政策提言などにつなげていきたいと考えております。

どなたでも自由にご参加いただけます。

開催趣旨をご理解いただき、お誘い合わせの上、ぜひご参加くださいますよう、お願いいたします。

皆様、よいお年をお迎えください。

吉川区地域協議会 会長 片桐 雄二

### ▼開催日時、対象地区、会場

開催日	時間	対象地区	会場
平成29年 1月19日(木)	19:00~ 20:30	旭地区 (山方、田尻、六万部、町田、 西野島、長沢、神田町、梶)	旭地区農業拠点 センター

▼どなたでも自由にご参加いただけます。お誘い合わせの上、地域の課題・問題点、ご意見・ご提案等を持ち寄って、ぜひご参加下さい。

(うら面に続く)

## 地域協議会とは？

地域自治区ごとに設置される地域協議会は、様々な立場の住民の皆さん同士が、各区で課題となっていることなどについて、より良い解決策を導き出していくための話し合いを行い、地域としての意見を取りまとめ、市長に意見を伝えるための役割を担います。

## 地域協議会の役割など

### ○どんなことを話し合うの？

地域協議会では、市長から意見を求められた案件（諮問）のほか、住民の皆さんが日常生活の中で改善が必要と感じているテーマについて自主的に話し合うことができます。

市のほかの審議会等と異なり、自主的に決めたテーマについて審議を行い、意見を述べることができるのは、地域協議会の大きな特徴です。

### ○なぜ地域協議会に意見を聴くの？

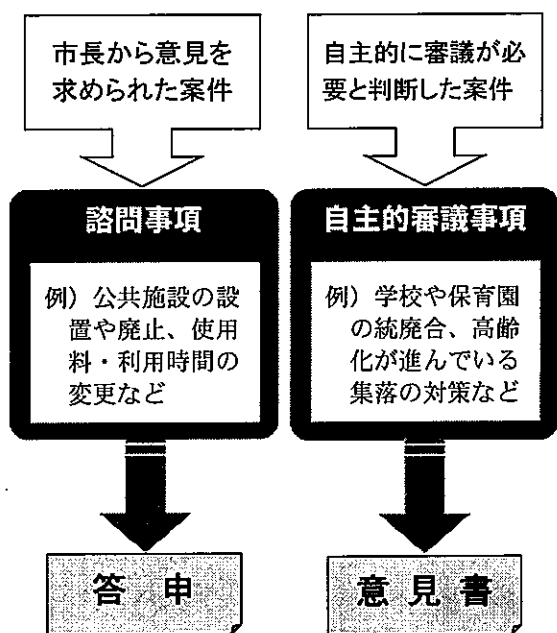
例えば、公共施設の設置等を行う場合に、その区域の住民の生活に及ぼす影響について、あらかじめその区の地域協議会の意見を聴き、政策判断の参考とするために行います。

### ○話し合ったことはどうなるの？

地域協議会は、市長が地域の声を聴くために設置した機関（市長等の附属機関）であり、市長はその意見を尊重します。ただし、意見の内容や市の財政状況などから、市政に反映できない場合もあります。

### ○話し合いの内容を知りたいときは？

地域協議会の開催予定は事前に公表しており、会議はどなたでも傍聴できます。また、地域協議会で話し合っていることや活動の様子は、各区の「地域協議会だより」でお知らせします。



※地域協議会で取りまとめた意見は、答申や意見書として市長に提出します。それらに対する市の考え方や対応方針は、おおむね1か月後に地域協議会に文書で回答します。

図：地域協議会の審議等の流れ

## 吉川区地域協議会 委員名簿

役職	氏名	住所
会長	片桐 雄二	吉川区国田
副会長	加藤 正子	吉川区下深沢
副会長	山岸 晃一	吉川区竹直
委員	五十嵐 豊	吉川区六万部
委員	上野 康博	吉川区田尻
委員	薄波 和夫	吉川区原之町
委員	大滝 健彦	吉川区下小沢
委員	片桐 利男	吉川区梶
委員	佐藤 均	吉川区赤沢
委員	関澤 義男	吉川区大乘寺
委員	平山 英範	吉川区長峰
委員	山越 英隆	吉川区山直海
委員	横田 弘美	吉川区国田

任期：平成28年4月29日から平成32年4月28日まで